

給与支払報告書 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

一関市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 (住所)				特別徴収義務者 指 定 番 号					
				名 称 (氏名)				担 当 者		所 属			
				法 人 番 号 又は個人番号						氏 名			
令和 年 月 日提出													
給 与 所 得 者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額(ウ)の徴収方法	1月1日から 退職時までの 給与支払額
宛 名 番 号		氏 名		円		円		円		令和 年 月 日	1. 退 職	1. 特別徴収継続 (①に記入)	円
生 年 月 日		大 昭 平 年 月 日 生									6月分から 月分まで		
個 人 番 号										3. 休 職	2. 一括徴収 (②に記入)	控 除 社会保険料額	円
1月1日現在住所										4. 死 亡			
給与の支払を受け なくなった後の住所										5. その他 ()	3. 普通徴収 (③に記入)		

①特別徴収継続の場合記入してください (必ず新しい勤務先事業所へ連絡、確認してください)				②一括徴収の場合記入してください				③普通徴収の場合記入してください				市記入欄	
月割額 円を 月分から徴収 するよう連絡済です		新しい勤務先 (特別徴収義務者)		一括徴収した税額は 月分 (月 日納期分) で納入します		異動者印 印		1. 異動が12月31日以前で、一括徴収の 希望がないため 2. 5月31日までに支払うべき給与、また は退職手当の額が未徴収税額より少 ないため 3. 死亡による退職であるため 相続人氏名： 続柄： 住所： 電話： 4. その他 ()		TMFN・転勤 INSIDE			
		フリガナ											
		名 称 (氏 名)											
		所 在 地 (住 所)											
		電 話 番 号											
担 当 者 氏 名													
市 記 入 欄		指定番号		宛番号		仮通知							

- 記
入
の
し
か
た
1. 給与支払報告書にかかると異動届出書は4月1日現在において退職、転勤等、異動があったものを4月10日までに提出してください。
 2. 特別徴収にかかると異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。(非課税の方、未徴収税額のない方も忘れずに提出してください。)
 3. ①「特別徴収継続」とは転勤等の異動により、新しい勤務先において引き続き特別徴収の方法で徴収し、納入する方法です。
②「一括徴収」とは特別徴収している者が退職等の際に、最後の給料等から翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し、納入する方法です。
なお、翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。ただし、死亡による退職の場合は、普通徴収としてください。
 - ③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で、個人が直接納付書で納付する方法をいいます。死亡による退職の場合は、納税承継人(相続人)あてに納付書を送付します。
 4. 転勤等により引き続き特別徴収を行う場合には、転勤前の事業所が上記①欄を記入してください。
(必ず新しい勤務先事業所へ税額等の連絡、確認をしてください。勤務先の事業所への回送は不要です。)
 5. 当初課税後、12月31日までの給与所得者の氏名変更や住所変更については届出不要です。(他市町村へ転出した場合は、翌年1月1日現在の住所地へ給与支払報告書を提出してください。)